(2)　機構は、特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならないこととした。

(三)　特定回収困難債権の買取りの委託等（附則第一五条の五関係）

(1)　機構は、金融機関の特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、買取りを行うことを委託することができることとした。その場合には、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買い取った特定回収困難債権（以下「買取債権」という。）の管理及び処分に関する協定（以下「困難債権整理回収協定」という。）を締結することとした。

(2)　困難債権整理回収協定には、困難債権協定銀行（困難債権整理回収協定を締結した協定銀行をいう。）は、特定回収困難債権の買取りの委託の申出を受けた場合に機構と委託の契約を締結し、特定回収困難債権を機構に代わって買取り、その買取債権の管理及び処分を行うこと等を含むこととした。

(3)　困難債権整理回収協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て、内容を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととした。

(4)　機構は、買取りの委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、特定回収困難債権の買取りの価格、損失の補塡その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対して提示することとした。

(5)　困難債権整理回収協定の定めによる業務について、整理回収業務に係る所要の規定を準用することとした。

5　預金等に係る保険金の支払等のための措置（第五八条の三関係）

金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るための措置を講じなければならないこととした。

6　役員の任期（第二七条関係）

機構の役員の任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うこととした。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、預金等に係る保険金の支払等のための措置については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四六号）

（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　失業等給付の改正

(一)　賃金日額の下限額等の改正（第一六条及び第一七条関係）

(1)　賃金日額の下限額を二、三二〇円とし、賃金日額の上限額を受給資格者の年齢に応じ、一万五、〇二〇円（六〇歳以上六五歳未満）、一万五、七三〇円（四五歳以上六〇歳未満）、一万四、三〇〇円（三〇歳以上四五歳未満）及び一万二、八七〇円（三〇歳未満）とすることとした。

(2)　次の表に掲げる基本手当の給付率に応じて定められている賃金日額の範囲の額について、受給資格者の年齢に応じ、次の表に掲げる額とすることとした。

年齢	基本手当の給付率	賃金日額
六〇歳未満	一〇〇分の八〇から一〇〇分の五〇まで	四、六四〇円以上一万一、七四〇円以下
六〇歳以上六五歳未満	一〇〇分の八〇から一〇〇分の四五まで	四、六四〇円以上一万五七〇円以下

(二)　就業促進手当の改正

(1)　再就職手当について、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上であるものに対して支給し、同内容を規定した暫定措置を廃止することとした。（第五六条の三関係及び附則第九条の廃止）

(2)　(1)の再就職手当の額について、基本手当日額に、支給残日数に相当する額に一〇分の五（支給残日数が所定給付日数の三分の二以上であるものにあっては、一〇分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額とし、再就職手当の額に係る暫定措置を廃止することとした。（第五六条の三関係及び附則第九条の廃止）

(3)　常用就職支度手当の額について、基本手当日額に四〇を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とし、同内容を規定した暫定措置を廃止することとした。（第五六条の三関係及び附則第九条の廃止）

2　国庫負担の暫定措置の廃止時期に関する改正

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することとした。（附則第一五条関係）

二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

雇用保険率を原則として一、〇〇〇分の一七・五（うち失業等給付に係る率、一、〇〇〇分の一四）とすること等とした。（第一二条第四項及び第五項関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、平成二三年八月一日から施行することとした。

◇職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（法律第四七号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とするものとした。（第一条関係）

2　特定求職者の定義

この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険の被保険者及び雇用保険の基本手当の受給資格を有する者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいうものとした。（第二条関係）

3　特定求職者に対する職業訓練の実施

(一)　職業訓練実施計画

(1)　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、(二)の(2)の認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとした。（第三条第一項関係）

(2)　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとするものとした。（第三条第二項関係）

イ　特定求職者の数の動向に関する事項

ロ　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

ハ　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

(3)　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとした。（第三条第三項関係）

(4)　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとした。（第三条第四項関係）

(二)　厚生労働大臣による職業訓練の認定

(1)　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、イからハまでのいずれにも適合するものであることの認定をすることができるものとした。（第四条第一項関係）

イ　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

ロ　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

ハ　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること